

茨木市鉄道施設耐震補強事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、今後発生が予想されている大規模地震及び劣化による鉄道施設の被害の未然防止及び拡大防止のための鉄道施設耐震補強事業に対し、市が補助金を交付することにより、列車の安全運行及び鉄道利用者の安全確保を図るとともに、発災時における緊急応急活動の機能を確保することを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、鉄道事業者又は軌道経営者（西日本旅客鉄道株式会社を除く。）が行うものであって、鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（平成20年4月1日国鉄施第106号）に基づく鉄道施設総合安全対策事業費補助金（第10第1項第1号及び第18第1号において「国の補助金」という。）の交付を受ける次に掲げる事業（第3において「耐震補強事業」という。）とする。

(1) 市の区域内にあり、乗降客数が1日当たり1万人以上の既存の高架駅であつて、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅において、次に掲げるものの耐震補強を行う事業

ア 鉄道事業の用に供する鉄軌道駅の建築物

イ 緊急応急人員輸送の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物の柱、基礎等

(2) 市の区域内において、全部又は一部が南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域内にある路線の高架橋及び橋りょうのうち、市が指定する緊急輸送道路と交差又は並走する箇所において、緊急輸送道路の機能維持のために次に掲げる方法により耐震対策を行う事業

ア 柱、基礎等の補強

イ 落橋防止工の整備

(補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、耐震補強事業に必要な経費のうち、本工事費及び附帯工事費（移転補償費を除く。）とする。

(補助金額)

第4 補助額は、第3の補助対象経費の合計額に6分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とし、市長が別に定める額を上限とする。

2 前項の補助額の算定に当たっては、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、次に掲げる額の合計額に補助率を乗じて得た額（以下「消費税等

仕入控除税額」という。)を減額するものとする。ただし、第5の規定による申請の時点において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- (1) 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課税仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額
- (2) 前号の金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額
(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費に係る算定資料
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

- 2 市長は、第4第2項ただし書による補助額の算定がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、第11の規定による補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
(申請の取下げ)

第7 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知を受け取った日から起算して30日以内にその理由を記載した書面を市長に提出することにより、当該決定に係る申請を取り下げることができる。

(変更の申請等)

第8 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(状況報告)

第9 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が当該事業年度内に完了しない見込みであるときは、茨木市鉄道施設耐震補強事業状況報告書（様式第5号）にその理由を記載して指定された期日までに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けた者は、事業終了後、茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 国の補助金の交付決定通知書の写し
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 契約書の写し及び領収書の写し又はこれらに代わるもの
- (5) 補助事業が完了したことが分かる写真
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付の決定を受けた者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10第1項の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出した者に通知する。

（補助金の交付請求）

第12 第11の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第15 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並

びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第16 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第17 補助金の交付を受けた者は、当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産(次項及び第3項において「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、交付した補助金の範囲内において、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補助の取消し等)

第18 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 国の補助金の交付を受けなかったとき又は国の補助金の全部若しくは一部について交付の決定を取り消されたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(4) 補助金を他の用途に使用したとき。

(5) 第14及び第15第2項の規定による検査等について、正当な理由なく、拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(6) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(7) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(8) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第19 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月17日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第16の規定は、令和8年2月17日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名及び代表者名 ⑩

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金交付申請書

茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 補助対象経費に係る算定資料

様式第2号（第6関係）

茨木市指令道第 号

所在地

団体名及び代表者名

様

茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名及び代表者名 ⑩

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第4号（第8関係）

茨木市指令道第 号

所在地
団体名及び代表者名 様

茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 変更増減額 | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第5号（第9関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名及び代表者名 ⑩

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市鉄道施設耐震補強事業状況報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業は、当該事業年度内に完了しない見込みであるため、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 当初予定事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 変更後予定事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 期間内に完了しない理由

様式第6号（第10関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名及び代表者名 ⑩

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた
事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

- (1) 鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱に基づく鉄道施設総合安全対策事業費補助金の交付決定通知書の写し
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 契約書の写し及び領収書の写し又はこれらに代わるもの
- (5) 補助事業が完了したことが分かる写真

様式第7号（第11関係）

茨木市指令道第 号

所在地
団体名及び代表者名 様

茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第8号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名及び代表者名

⑩

茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市鉄道施設耐震補強事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円